

第4回熊本県産あさりブランド再生協議会（議事録）

1 日時

令和4年（2022年）5月30日（月）15:00～16:55

2 場所

熊本県庁地下大会議室

3 出席者

（委員）※五十音順

熊本県鮮魚販売組合連合会 会長 岩崎 英敏

大海水産株式会社 鮮魚取締役部長 上野 信浩

特定非営利活動法人熊本消費者協会 上間 哲

株式会社鶴屋百貨店 理事（食料品部部長） 佐村 栄治

熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター 教授 逸見 泰久

熊本県漁業協同組合連合会 業務部長 舩元 恵

渡辺綜合法律事務所 弁護士 渡辺 絵美

（オブザーバー）

農林水産省九州農政局 米穀流通・食品表示監視課 課長 森 信夫

熊本市文化市民局 市民生活部 生活安全課 副課長 坂本 正恵

農水局 水産振興センター 所長 吉留 健士

（熊本県）

蒲島 郁夫 知事、木村 敬 副知事、小牧 裕明 知事公室長

農林水産部

竹内 信義 部長、阪本 清貴 政策審議監、渡辺 裕倫 水産局長

県庁関係各課 ※事務局：水産振興課

4 内容

（司会）

予定より若干早いですが、皆さんおそろいなので、第4回熊本県産あさりブランド再生協議会を開催します。

本日の司会を務めます、水産振興課の浦津と申します。よろしくお願いいたします。

「熊本県産あさり」の表記については、現在、制定に向けて進めています条例に合わせて、ひらがな表記に統一させていただいておりますので御了承ください。

それでは、はじめに、開会に当たり、蒲島知事から御挨拶申し上げます。

（蒲島知事）

皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、御多忙の中、「第4回熊本県産あさりブランド再生協議会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

併せて、今回の産地偽装問題への対応の3原則、「産地偽装あさりの一掃」、「徹底的な調査・取締り」、そして「純粋な県産あさりの流通戦略」に、御協力

をいただいているすべての関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

第3回協議会で御承認いただきました「熊本モデル」の第1ステージとして、4月12日から純粋な熊本県産あさりの出荷を再開し、5月29日までに41トンが出荷されました。入札では以前の約1.5倍の価格で取引され、販売店での売上げも順調だと伺っています。

私自身も、4月17日に店頭でPRを行い、県産あさりの出荷再開に対する消費者の皆様の期待と喜びを、直接肌で感じることができました。

しかし、「熊本県産あさり」の信頼回復に向けた取組みは、まだ道半ばであります。出荷再開から2ヶ月弱が経過しました。「熊本モデル」の様々な検証を行うために、モデル販売協力店の範囲を福岡県まで広げ、現在は374店舗で販売しています。

この第1ステージで浮かび上がった課題を検証・改善し、態勢を整えて、6月から第2ステージへと移行したいと考えています。

本日は、第1ステージの状況や課題とともに、第2ステージの運用開始に向け、デジタル技術を活用したトレーサビリティの操作方法などを説明させていただきます。

また、DNA判別と異なる手法で産地表示の真偽を確認するという、新しい手法による貝類の産地の判別について、東京大学の白井准教授から御講演をいただきます。

それでは、本日は委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。

(司会)

本日の協議会は委員7名全員の御出席をいただいておりますので、協議会規約第6条第1項に定める会議開催要件である過半数の出席を満たしていることを御報告申し上げます。

それでは、「2議事」に入ります。

会長、よろしく願いいたします。

(逸見会長)

本日の協議会では、「議事」に、外部講師を迎えて「貝類の産地判別に関する講演」をお願いしております。

皆様、円滑な進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

まずは、「2議題」に入りたいと思います。

議題①から②(ア)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局を務めております、水産振興課の森野と申します。

着座にて失礼します。

それでは、お手元に配布しております第4回熊本県産あさりブランド再生協議会の資料に基づき御説明いたします。

表紙の写真は「熊本モデル」で出荷を再開した4月12日のあさり漁の様子です。

左側が緑川河口域、右側が八代市大島地先になります。

次のページをお願いいたします。

本日は、4つの項目について御説明した後、あさりの産地判別に関する講演をいただくことになっております。

初めに、「熊本県産あさり」の出荷再開を迎えるまでの経緯について振り返ります。

2の協議事項では、実証試験として行った「熊本モデル」第1ステージの検証、それを踏まえた第2ステージへの対応方針をお諮りしたいと思います。

3の報告事項では、6月の県議会定例会に提案を予定している「熊本県あさりを守り育てる条例」の概要について御報告いたします。

その後、4の今後のスケジュールについて御説明いたします。

そして最後に、東京大学の白井准教授、田中特任研究員による「ネオジム同位体比を使ったあさりの産地判別」についての講演をいただきます。

写真は荒尾の干潟で、出荷を待たれていた漁業者の皆様が、悪天候にもかかわらず漁獲をされている様子です。

次のページをお願いいたします。

ここでは、これまでの「あさり産地偽装への対応状況」について振り返りたいと思います。

まず、2月1日に「熊本県産あさり緊急出荷停止」を宣言し、約2ヶ月間あさりの出荷が停止しました。

その2ヶ月の間に、2月22日、3月10日、3月25日の計3回、熊本県産あさりブランド再生協議会を開催し、委員の皆様にご議論いただきながら、「熊本モデル」を構築し、御了承いただきました。

また、農林水産省や消費者庁に対し、あさり産地偽装への迅速な調査・取締りや「長いところルール」の見直し、DNA検査体制の整備への支援等についての要望を2回行いました。

その結果、DNA検査体制の整備については、2月22日に国の機関から水産研究センターへの技術移転が完了し、本県でDNA検査が実施できるようになりました。また、3月30日には「食品表示基準Q&A」が一部改正され、いわゆる「長いところルール」の見直しが行われています。

4月には、熊本県産あさりモデル販売協定の締結式や県産あさりの販売促進のための「くまもと春の海まつり」キャンペーンなどを行っております。

次のページをお願いいたします。

前回の協議会で御了承いただきました「熊本モデル」第1ステージについて、確認いたします。

第1ステージでは3つのポイントがあり、ポイント1の漁場では、漁獲情報や入札情報を県漁連のホームページで公開し、見える化します。

ポイント2の認定工場では、混入防止のために統一した荷姿で出荷します。

ポイント3の販売協力店では、県による認証や監視等により販売状況の確認を行うこととし、県漁連から直接送付された産地証明書を掲示します。

さらに、これら3つのポイントでDNA検査を実施し、他産地あさがりが入っていないか確認することとしております。

次のページをお願いいたします。

第1ステージの検証として、まず数字により総括して、御説明いたします。

この表は縦軸に漁獲された1潮目から4潮目ごとに分け、横軸に第1ステージのポイントを整理したものです。

まず、ポイント1、漁場では、漁獲量が1潮目から3潮目にかけて増えていき、4潮目の5月29日までに約41トンが漁獲されています。

次に、ポイント2、認定工場では、熊本県及び山口県に5工場が認定され、4工場が稼働しています。

最後にポイント3、販売協力店では、潮ごとに実証するパターンを増やし、現在374店舗を認証しており、聞き取り調査結果をもとに1潮目、2潮目における販売金額を試算したところ合計3,400万円と試算されました。

次のページをお願いいたします。

ここからはポイント別に検証内容を、御説明します。

まず、ポイント1の漁場についてです。

あさり流通を見える化するために、県漁連のホームページで入札結果や漁獲情報を公表しています。

ちなみに、4月のあさり漁獲量は17トンとなり、前年同月比で3倍の漁獲量となりました。

次に他産地あさりの混入を防止するために、県及び県漁連の職員が漁場や集荷場で監視を行い、他産地あさりの蒔き付けや持ち込みがないことを確認しています。

また、漁獲のあったすべての漁場でDNA検査を実施し、「外国産あさりは混入していない」ことを確認しています。

次のページをお願いします。

続いて、ポイント2の認定工場についてです。

認定工場では、左下の写真のように、熊本県産あさを扱う専用水槽を設置し、砂抜き・選別作業などの各工程で、県及び県漁連の職員が監視を行いました。併せて、監視カメラによる監視も行っております。

左下の写真は、ネットの封印状況です。1kgネットを5~10個単位で発泡スチロールに入れて出荷されており、販売協力店まで同じ荷姿で流通することを確認しています。

さらに、他産地あさりの混入抑止として、DNA検査も実施し、「外国産あさりは混入していない」ことを確認しています。

次のページをお願いいたします。

認定工場からは次の意見をいただいております。

まず、1点目としては、「漁場から小売店への出荷の際には、大量の氷を使用し、温度管理をすることで、あさが痛まないように細心の注意を行っている。そのような中、結束バンドによる封印作業に時間がかかるため、特に夏場の出荷時の鮮度低下が心配であり、その対策が必要」との意見がありました。

この対策として、右の中央の写真のように、ハマグリの出荷などで使用されている「迅速で確実な金具封印の実施」について提案がありました。

2点目としては、夏場の高気温下でも温度管理がしやすく、鮮度が落ちにくい海水パックを導入すべきとの意見がありました。

海水パックは、海水を注入した豆腐パックのような出荷形態になります。

なお、夏場の海水パックの導入については、販売協力店からも強い要望を受けております。

認定工場の監視の際に起きた出来事を紹介しますと、封印作業中に使用したバンド数と出荷数量が一致しないことが判明したため、全作業を中断し、作業員全員で、氷を入れて梱包した発泡スチロールを開けて、封印したネット数を数えなおすことになりました。その結果、バンドを保管している事務室から工場への引き渡し数量に誤りがあったことが原因でした。このように認定工場では、バンドや封印するネット、県漁連の認定マークについて、徹底した数量管理をしていることと、併せて、作業の効率化が必要であることを認識することができました。

次のページをお願いいたします。

続いては、ポイント3の販売協力店での検証内容です。

まず、あさり流通の見える化として、県が認証した販売協力店の情報を、県及び県漁連のホームページに掲載しました。

販売協力店は、当初の93店舗に加えて、市場流通および福岡県店舗を追加して193店舗、地場大手スーパーを追加して357店、現在は地場中堅スーパーを追加して374店へと徐々に増加しながら、「熊本モデル」の検証を続けています。

販売協力店の皆様には、店頭での産地証明書の掲示のほか、「熊本モデル」で流通した「熊本県産あさり」であることを識別するため、全ての商品へ「くまモンシール」の貼付をお願いしています。

さらに、他産地あさりの混入防止として、県による監視・指導を行い、DNA検査も実施しました。DNA検査では、「外国産あさりは混入していない」ことを確認しています。

次のページをお願いいたします。

ここでは、販売協力店の皆様に、「熊本モデル」への消費者の反応について聞き取った調査結果について、御説明します。

まず、出荷停止以前と比べたお客様の熊本県産あさりへの反応を販売協力店にお尋ねしたところ、58%の店舗から「良い。どちらかといえば良い」との好意的な回答をいただきました。

また、「産地証明書の掲示やくまモンシールの貼付がお客様の購買行動につながっているか。」お尋ねしたところ、それぞれ69%、64%の店舗が、「購買行動につながっている。どちらかといえばつながっている。」との回答をいただきました。

主な意見として「熊本モデルは、産地証明書などが見える化する事で、消費者にもわかりやすく安全・安心なシステムである。」と、肯定的に受け入れられていることを確認することができました。

一方、課題についても意見をいただきました。

例えば、産地証明書について、「産地証明書に記載されている出荷日と実際の販売日が開いていた場合、新鮮でないイメージを消費者が持つことになる。」「熊本県産であることが確認できれば良い。」「サイズの表現が専門的で、消費者がわかりにくい。」といった意見をいただきました。

また、シールの数量管理が負担になっているとの意見もいただきました。これらの意見への対応については、後ほど御説明いたします。

次のページをお願いします。

第 1 ステージでは、販売開始とともに、熊本県産あさりブランドの復活を目指して、「熊本モデル」を広く PR してきました。

出荷再開日となる 4 月 12 日には、モデル販売協力店 8 社と、県漁連、県で、熊本県産あさりを含む県産水産物の販売促進に関する協定を締結しました。

次のページをお願いします。

「熊本モデル」を PR するために 4 月 17 日から 5 月 8 日にかけて、熊本県産あさりの出荷再開を記念して「くまもと春の海まつり」と題し、熊本県産あさりを含む県産水産物の販売促進キャンペーンを実施しました。

キャンペーン初日には、鶴屋百貨店様で開会式を行い、蒲島知事自らがお客様に「熊本県産あさり」の PR を行いました。

そのほか、キャンペーン期間中には、4 月 29 日にイワサキ ACE 上熊本店、4 月 30 日にイオン熊本店で、くまモン営業部長による「熊本県産あさり」の PR を行いました。

プレゼント企画には、1,156 通の応募申込みがあり、お客様や店舗の皆様から好意的な意見が多く寄せられました。皆様の声を聞いて、改めて、「熊本県産あさり」及び「県産水産物」への期待の大きさを実感することができました。

次のページをお願いいたします。

これまでの現地監視及び聞き取り調査によって、明らかになった課題とその対応策として、ポイント 2 の認定工場とポイント 3 の販売協力店に分けて御説明いたします。

ポイント 2 の認定工場では、作業効率化や高い気温による鮮度低下への対応が課題として挙げられました。

その対策として、金具を用いた封印作業による時間短縮や、流通過程で鮮度低下を軽減し、荷姿を変えることができない「海水パック」を導入したいと考えております。

ポイント 3 の販売協力店では、第 1 ステージの産地証明書の出荷日と実際の販売日が開いていた場合、消費者の購買意欲の低下につながるという意見があったことから、記載内容を見直すとともに、販売協力店や消費者に対して「あさり出荷の流れ」を周知するように第 2 ステージで変更したいと考えております。

また、「熊本県産あさり」を識別するための「くまモンシール」の確実な貼付・枚数管理のために、商品・物流と併せたシールの送付と管理をしていきたいと考えています。

最後に、市場関係者等から意見がありました流通業者から直接飲食店に出荷されるあさりへの対応については、流通業者自体を販売協力店として認証することで、数量を把握できないか検討していきたいと考えています。

これらを第 2 ステージで対応していきたいと考えております。

以上で、第 1 ステージの検証について説明を終わらせていただきます。

(逸見会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑応答を行いたいと思います。

資料の 2 ページから 12 ページについて、委員の皆様から御意見、御質問を伺

いたいと思います。どなたからでも結構ですので、挙手にて御発言をお願いしたいと思います。

(上野委員)

第1ステージの検証ということですが、今回元々市場外流通であったあさりをこの第1ステージより市場流通を取り込んで開始できたということをお大変嬉しく思っております。知事をはじめ県職員の方々には大変感謝しているところでもあります。その中において、流通から見た第1ステージの課題ですけど、9ページや12ページに記載してあったとおりで、1番多かったのはシールの問題、あと産地証明書の日付ですね。あと産地証明書が何枚も届いたことによりお店が混乱する等あったようで、このような点においては県の方々との日々やりとりをし、課題解決に向けて取り組んでいたところでもあります。また、商品の流れとしては、大変スムーズに流通させることができたのかなと思っております。また販売協力店を増やせたことにおいては、市場機能を十分に発揮することができたのかなと思っております。まだまだ販売協力店になっていない小売店もたくさんありますし、また飲食店ルートも検討していく必要があると思いますので、とにかく第2ステージにおいても引き続き頑張れるところは頑張りたいと思っております。

(逸見会長)

はいありがとうございました。よろしいですかね。

(農林水産部長)

市場流通に関しまして御協力いただきまして大変ありがとうございました。

また、県職員とのやり取りをたくさんやっていただいて、課題の解決と一緒に取り組んでいただきましたことにまずもって感謝申し上げます。こういう形で、協議会の中で御議論いただいて、第1ステージを作って、それをさらに現場で磨き上げていくということができたというのは、非常に今回のあさりのブランド再生にとって良いことだったと思っております。今後とも色々と意見交換をさせていただきながら、第2ステージをまた着実にやりつつ、熊本型のあさりのブランド再生に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

(逸見会長)

ありがとうございました。他にありますか。どうぞ舛元委員。

(舛元委員)

先ほど説明がありましたように、当事者として第1ステージの感想を述べさせていただきますと思います。漁場から認定工場、それから販売協力店まで私ども漁連も県と一緒になりました2ヶ月間検証を行いました。この協議会で決まった内容をですね。知事が冒頭に申し上げられましたとおり、産地偽装あさりの一掃、徹底した取り締まり、それと県産あさりを流通させることにつきましては大きな問題はなく、まず第1ステージにつきまして、既に熊本モデルの流通体系がほぼ完成してきているのではないかというのが率直な感想でありました。

一方、反省する点もありまして、先程12ページの方に第1ステージの検証・課題というのがございます。課題について工場での結束バンドですね。作業の時間が大変かかります。大きな工場だと1日700kgから1tくらいの作業を行いま

す。それと同じ本数分の 1kg を作らなければいけない。大きいところは機械で自動で金具ということで簡単に、こちらの方が手間がかからないということで、金具だけでも問題ないし、決して 1kg のネットを破らないとそこから取り出せないということで私たちは感じております。

あと、荷姿ですけれども検証途中で、かなり漁場に関しましては思った以上にあさが採れました。それで、採れるということは喜ばしいことですが、県の方でその都度販売協力店の方に拡大をお願いしまして、県内モデル店という限られた店舗の中で販売してもらいましたけれども、どうしても出荷調整をしなければならぬという日が出てきて、これは漁業者にとって非常に残念なことでありました。途中福岡県まで広げていただきましたけれども、どうしてもそれ以上にあさが採れて、県内の販売協力店では賄えきれなかったというのが一つの課題ではなかったのかと思います。

今後、夏場を向かえてあさりというのは、鮮度が重要になります。どうしても 1kg ネットの姿のままでは鮮度が悪くなります。ということで、今はほとんど夏場に向けましては、海水パック、アウトパックで工場できちっとしたフィルムをして、流通させるというのが通常でございます。これは先程説明がありましたとおり、販売店からも消費者からも要望がありまして、どうしても海水パックの商品で流通させてもらえないかという要望がございますので、これからの熊本県あさが全国に向けて出荷されるのに、鮮度が悪いと、またイメージが悪くなりますので、この辺を何とか協議会で検討していただけないかというのが希望です。以上が感想です。

(逸見会長)

ありがとうございました。何か事務局から補足はありますか。

(農林水産部長)

まず漁業者の皆様におかれましては、2ヶ月の出荷停止後に、また商流と併せる形での出荷調整に御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。漁業者の皆さんと一体となったからこそ新鮮なあさを供給できていると考えております。それから、今御指摘にございました 12 ページの方に掲げております対応の関係、特にこれから夏場を迎えるにあたりまして、鮮度、特にスピード感をもってやっていく必要がでてくるということは実際現場に行っている職員からも聞いているところでございます。12 ページにありますような対応案については、出来るだけ知恵を絞りながらまた皆様と一緒に課題解決に向けてやりたいと思いますので引き続きよろしく願い申し上げます。

(逸見会長)

はいありがとうございます。それでは他にございませんか。はい、岩崎委員。

(岩崎委員)

本当に県の水産部の方には御足労いただいて本当に嬉しく思います。我々鮮魚販売組合連合会につきましては、一時期は 10 日間くらい異常な勢いで売れております。一応進捗状況のデータを出してますから、それを御説明したいと思っております。

当連合会では 27 店舗が 4 月 14 日から 27 日まで、それから 4 月 27 日から 5 月 28 日までの現在 44 店舗であさを販売しています。その状況としまして、4

月 14 日から 4 月 30 日が、大体 1 日 99.2kg の販売で、44 店舗に増えてきて、5 月 1 日から 5 月 28 日現在で、1 日平均 104kg です。それだけ勢いがなくなったかなという感じがあります。それと、弊社の昨年対比を出しております。前年の 4 月の売り上げを 100 としますと 5 月が 70%しか売れてない。6 月から 41.1%です。段々減っていきます。そういう状況になっております。

売上げとしましては、4 月の売上げは昨年の売上から 116%になります。取扱高が 50%です。売上げが上がっております。5 月が昨年対比で 113%です。昨年対数量は 52%です。どうしても売価帯がありますから、数量的には約半分ちょっとしか売れていないという感じです。一応そういうことで、今のところ特別問題は起きていません。先程、上野委員が言われたようにシールの問題が少し引っ掛かります。後はどうにか進捗しております。御報告させていただきます。

(逸見会長)

他にありますか。はい、渡辺委員。

(渡辺委員)

短期間でこれだけの制度を作って、実際動かし始めたということで、漁業の関係者の皆様、県の皆様の御尽力の御陰だと思っております。今後も引き続きこの第 2 ステージに向けてやっていくためには、やはり安定した供給が必要だと思うのですが、5 ページのところでは報告いただいた前年比ということで、4 月の前年同比が 3 倍になっているのですけれども、なぜ 3 倍に増えたのかということと、今後もこういうふうには漁獲量としては拡大路線で進んでいけるのかどうか、何かその辺りの情報があれば教えてください。

(事務局)

昨年度から漁獲量が増えているということに関しましては、昨年記録的な不漁ということもございまして、採り控えもされておりましたし、資源を増やす取組みも漁業者の方々が一生懸命されたことも一つの結果であると考えております。価格も若干高かったということで、採れるものは頑張って採っていただいたというところで考えております。

(渡辺委員)

今後については見通しとか何かありますか。

(事務局)

採れ具合もあまり変わっておりませんので、今後も同じように採れていくとは思いますが、大雨の季節を迎えますので、へい死等の問題を心配しております。

(逸見会長)

ありがとうございます。他にありますか。上間委員。

(上間委員)

海水パックをやるということで、各認定工場では小売り段階までのパックをするということを察しましたが、例えば何種類かの容量のパックをそれぞれ認定工場で行えるという形になるのか、それと今までのやりながら海水パックもやっていくというのか、夏場は海水パック 1 本でやっていくのかということをお聞きしたいと思っております。

(事務局)

今の御質問ですが、まず今後海水パックだけにするのかという御質問かと思

いますが、それは海水パックと今まで通りネット封印した、その 2 つで進めていきたいと思っています。海水パックのラベルにはいろいろなものがあります。それをどうするのかということかと思いますが、そこは県漁連の皆様、そして認定工場の皆様とですね、統一のものを作ろうということで準備をしております。具体的には「くまモンシール」を貼ることで、それが商品として成り立つようなものを考えております。そこは決まりましたら御報告したいと思っています。

(上間委員)

小売り段階と同じことを考えると、そこに消費期限まで含めて表示されるというふうに考えておられるのですかね。そうすると、今現在、店舗でパックしたのが、だいたいパックから 2 日後の消費期限で入っていると思うのですが、認定工場でも、その 2 日後の消費期限だと流通上なかなか厳しいのかなと思うのですが、3 日とか 4 日とかいう形での消費期限になるのかなということを知りたいと思います。

(事務局)

それぞれ認定工場で消費期限を表記する形になります。確か海水パックの場合は加工日プラス 3 日か 2 日で統一されていたかと思います。そこはルールに乗っ取ってきちんと認定工場の方で表記していただくということで考えています。

(逸見会長)

海水パックについて 1 番気になることは、認定工場で海水パックをする場合は 1kg なのですか。

(事務局)

海水パックもそれぞれで単位がございます。200g、300g。それぞれ小売店の方々の要望に沿ったグラム数で作っていく形になるかと思います。

(逸見会長)

今までは 1kg で荷姿を作っていたけど、この案では変わるわけですね。結構重要なことだと思うので。

(事務局)

そうですね。ネットの場合は 1kg ということで限定したネットの荷姿としておりました。海水パックの場合は、そのグラム数につきましては、それぞれの小売店の方々の要望に沿った形でいきたいと思っています。

(逸見会長)

今までよく小売店で海水パックを作って、海水パックで売っている小売店ありましたけれどあさをですね。それを認定工場でやると考えればよいですか。

(事務局)

基本、今販売されているいわゆる豆腐のような形状の海水パックは必ず認定工場で作ってあります。ですから、工場であの形のものを作っていただいて、それを小売店の方にお届けする。ただし、その海水パックのあさりの内容量につきましては、それぞれの小売店の方々の求めに応じてですね、いろんなグラム数のもので作っていただく形で対応していきたいと思っています。

(逸見会長)

ありがとうございます。他にありますか。どうぞ。

(佐村委員)

私共は実はこの2ヶ月の間に600kgを販売いたしまして、これは昨年度のあさりの販売数に匹敵するような数を販売することができました。これにつきましては、まずは17日に県知事にお来いただき、トップセールスをしていただいたということが非常に大きな販売拡大につながったと考えております。これから先6月、7月、8月はあさりにとってもなかなか厳しい時期になるかと思うのですが、やはりもう一回ですね、こういったキャンペーン、例えば、8月にお盆の時期でございますので、帰省客が多い時期でございますが、もう1回キャンペーンなどを行うと、今若干注目が落ちておりますけれども、これらの販路につながるかと考えておりますので、そういったことも含めて検討したいと考えています。

(逸見会長)

県の方からお願いします。

(木村副知事)

ありがとうございます。まさに、委員がおっしゃられたとおりでございます。先程岩崎委員もおっしゃられたことと同じですが、4月の再開当初は、御祝儀相場ということで、県民の皆様も非常に高い認識と課題をもって、しかも値段もこれまでより非常に高い値段で、あえて県民の皆様に使っていただいたと思っております。

徐々に関心が薄れることがないように、また、提案のありましたお盆とか何か良いタイミングがないか、県の方でも仕掛けを考えたいと思っております。

(逸見会長)

よろしくお願いします。ありがとうございました。

続きまして、次の資料13ページからの「第2ステージへの対応」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

ここからは、「熊本モデル」の第2ステージについて、御説明いたします。

あさりの流れや、DNA検査体制は第1ステージと同様ですが、大きなポイントはQRコードを活用して、デジタル的に流通をトレースする点です。

図の左側「漁業者」から「漁協」にあさりが持ち込まれ、「漁協」から「認定工場」に出荷される時点で、QRコードを用いた記録がスタートします。以下、あさりの流れに従って、流通業者、販売業者間でリレー形式でQRコードを活用した流通過程の記録がクラウド上で行われます。

右から2番目の、販売業者で緑色の販売登録を行うと、店頭に掲示する産地証明書のデータが更新されます。

消費者の皆様は、この産地証明書から最新の出荷情報などを容易に確認することが可能となり、より安心して「熊本県産あさり」を購入できるようになります。

次のページをお願いいたします。

現在開発しているQRコードを活用した県産あさり産地証明支援システムの特徴について御説明します。

大きく3つの特徴があり、1つ目は、県産あさりの調達ルートや流通量をデー

データベースに記録し、県や県漁連が必要に応じて確認することが可能となることです。

2つ目は、産地証明書の産地情報を随時更新することで、消費者の皆様が最新の情報を確認できるようにしたことです。

3つ目は、マニュアルを見なくても直感的でわかりやすい操作画面とするよう、心がけました。

次のページをお願いいたします。

それでは、今回のトレーサビリティシステムのスタートとなる漁協が出荷するときの操作手順について御説明します。

操作手順としては、スマホ画面の出荷登録、ピンク色のボタンを押します。

次の画面で、出荷先、出荷量を入力します。事前に登録した出荷先をプルダウンで選べるようになっています。

その後、納品書に貼り付けたデータが入っていない空のQRコードをスマホで読み取ると、出荷情報とQRコードが紐づけられます。今日、どの漁協からどの認定工場向けにどれだけの量が出荷されたのかが、データベースに記録されることとなります。

次のページをお願いいたします。

次に、認定工場を含む流通業者などがあさりを受け取った時の操作手順について御説明します。

スマホ画面上の青色の「入荷登録」のボタンを押します。

すると、真ん中の図のように、QRコードを読み取る画面が開きますので、入荷元からあさりと共に送られてきたQRコードを読み取ります。

入荷元の情報が自動で表示されますので、間違いがなければ確定ボタンを押し、入荷登録は終了です。

つまり、QRコードを読み込んで、確定ボタンを押すだけで処理が終わります。

次のページをお願いいたします。

次に流通業者が出荷するときの操作手順についてです。

ピンク色の「出荷登録」のボタンを押すと、これまでに入荷登録を行った在庫一覧が表示されますので、この中から出荷したいものを選びます。

次に、右から2つ目の画面で、出荷先を選び、出荷量を入力します。

最後に、QRコードをダウンロードし、これを印刷して納品書などの書類と一緒に出荷先に送ります。

次のページをお願いいたします。

次に、販売業者の方にしていただく操作手順です。

画面上の緑色の「販売登録」のボタンを押すと、入荷登録を行った在庫が表示されるので販売したい量を入力します。

この操作をすることで、産地証明書のQRコードからつながるクラウド上の情報が最新のものに自動で更新されます。

産地証明書のイメージは次のスライドで御説明します。

次のページをお願いいたします。

産地証明書については、第1ステージの課題を踏まえるとともに、消費者の信頼確保と販売業者の負担軽減を図るため、掲載方法や記載内容を見直しまし

た。

具体的には、左側の図になりますが、店頭に掲示する産地証明書は 1 年間有効とし、販売業者ごとに異なる QR コードを掲載することとしています。これにより、販売業者で入荷ごとに、例えば毎日のように、証明書を印刷する必要はありません。

消費者はその QR コードをスマホで読み取ると、どの漁協からいつ出荷されたものか最新の産地情報を詳しく知ることができるよう、工夫しています。

また、同じ画面には、水揚げから販売店に届くまでの一連の流れを掲載することで、水揚げ日から販売日まで一定期間が必要なことを理解していただけるよう努めたいと思います。

次のページをお願いいたします。

第 2 ステージにおけるデジタル技術への対応スケジュールを御説明します。

赤い矢印で表示している 6 月 11 日からの導入に向けて、左側「5 月下旬」から、流通業者や販売業者など関係者への説明会やコールセンターでの問い合わせ対応を行っています。

また、下の段になりますが、現在、流通業者や販売協力店でシステムの試行を行っており、市場関係者などの協力を得ながら、システムへの登録や操作方法をお伝えしているところです。

6 月 3 日にはシステム開発を担っていただいているデンソー様とトレーサビリティシステムの定着に向けた支援等を継続的に行っていただくための覚書締結を予定しています。

なお、6 月 11 日から導入するトレーサビリティシステムは、まだ完成版ではありませんので、現場の課題を踏まえながら、順次システムの改善をしていくことにしています。以上です。

(逸見会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑応答を行いたいと思います。

資料の 13 ページから 20 ページまでの第 2 ステージについて、委員の皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。

どなたからでも結構ですので、挙手にて御発言をお願いしたいと思います。

(上野委員)

第 2 ステージについてですが、このトレーサビリティシステムについては、非常にしっかりしたシステムだと思います。

初期に比べると、だいぶ簡素化した仕上がりになったのではないかと思います。

あとは、皆さんがどのように運用していくか、そのあたりが重要になってくるのではないかと思います。

運用し始めれば、意外と簡単なものだろうと思いますが、取り掛かりまでの時間とか、如何にして内容を皆さんに理解していただけるかが課題なのかなと思います。

そういうところが、市場においても日々関係者の皆様に説明する中で、とにかくお店の作業負担をなくして、持続可能な仕組み作りをやっていかなければな

らないので、引き続き運用しながら検討し、改善していく必要があるのかなと思っています。

(木村副知事)

ありがとうございます。

今、上野委員からありましたとおりでして、システムの開発に関わっていたデンソーさんも、今回の第2ステージが完全な完成形ではなく、日々進化していく設定で、作業を進めておられます。現場のお声をいただきながら柔軟に見直しをしていくということで進めてまいります。実際、現場の方で作業をしていただく岩崎委員にもお願いをして、御意見を聞かせていただきます。現場のスーパーや小売店等が使いやすいように実践していきたいので、今後とも色々御意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(岩崎委員)

このシステムは非常に良いと思います。デンソーさんが来られて説明していただきました。分かるか心配でしたが、直ぐわかりました。産地証明書が届くということがものすごくよい。これまでは、産地証明書に係る作業に非常に時間がかかり、現場で日付を記載していたため手間がかかりました。このシステムを利用すれば、1年間有効ということで非常に我々現場としても助かっています。是非、また進化させていただきたい。よろしく申し上げます。

(木村副知事)

先日、岩崎さんの店舗も見させていただいて、現場で職員の方がシステムを利用されているところを取材させてもらいたいと思っております。

(逸見会長)

他にありますか。どうぞ。

(渡辺委員)

ちょっと感じた疑問点ですけれども、最初に出荷するときから流通して販売までのところだと、どうしても途中で割れてしまったりとか、死んでしまったりする分が出てきて、量が減ってきたりすることもあるのではないかと思います。そういう時はどういう形で処理する予定なのかということと、第1ステージだと荷姿を統一するという話があったんですけど、先程の話だと第2ステージだとネットだったり、海水パックだったり、荷姿自体はあまり統一しないことについて疑問に感じたので教えてください。

(事務局)

御質問の点に関しまして、基本的に重量何グラムというところも確認しながらトレースしていくという形になります。その意味で仕様としては減った分があれば廃棄という手続きをとって減らしていくことが可能になっています。ただ、先程お話がありましたとおり、1kgがネットに入れた形で動くものですから、まずは第2ステージが始まった段階では1kgという形でスタートさせていただきたい。その中で対応していきたいと考えています。

(逸見会長)

ありがとうございました。

第2ステージのスタート時点では、さっきの海水パックはまだやらないということで理解してよいということですね。

(事務局)

海水パックにつきましては、準備出来次第ということで考えています。今のところスタートまでには間に合わないのかなと考えています。

(逸見会長)

そうですね。もう暑くなってきましたから。

(事務局)

システム的にはそういった小分けにも対応できる形になっております。

(逸見会長)

よろしいですか。ありがとうございました。はい、岩崎委員。

(岩崎委員)

海水パックについて皆さん御存知と思いますが、我々小売店では海水パック販売した場合、死んだ貝が1個混入していれば、その1個を介して全部に臭い移ります。そのパック自体を全部廃棄しないといけなくなります。今の小分けしてバラですれば口が開いた時点で1個だけ抜けばあとは使えます。海水パックだとどうしても臭い移ってしまっ全部廃棄です。そういうところをちょっと認識していただくとよろしいと思います。

(逸見委員)

ありがとうございました。他にありますか。大分第1ステージに比べるとデジタル化して楽な部分が増えていますが、重さですとトレースするので違反は起きにくいと思います。

続きまして、次の議題③報告事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「熊本県産あさりを守り育てる条例」について御説明します。

この条例策定に至った背景としては、熊本産と偽装されたあさが全国で大量に流通・販売されている疑いがあるとの国の調査結果の発表や、テレビでのあさり産地偽装実態の特集番組により、熊本ブランド全体への信頼を揺るがす危機的な状況になっていることなどが挙げられます。

このことを受け、県では、①産地偽装あさりの一掃、②徹底的な調査・取締まり、③純粋な県産あさりの流通戦略の3原則を掲げ、産地偽装の根絶に向けて、熊本県産あさりを守り育てる条例を6月の県議会定例会に提案いたします。

条例のポイントとしては、3点あります。

まず、ポイント1の漁場の保全・改善と県産あさりの育成ですが、漁協が行う天然あさを育む環境整備の取組みについて、ソフト・ハードの面から総合的に支援します。

次に、ポイント2の適正な流通・販売ですが、県産あさり販売協力店の認証により、「熊本モデル」の流通・販売の仕組みを構築し、消費者の信頼回復を図って参ります。

次に、ポイント3の書面の備付け等ですが、取引記録などの書類作成とその保存を義務化し、原産地表示の厳格化を図ります。

これらに加え、関係法令等を最大限適用するとともに、国へ全国的な疑義案件への調査・取り締まりなどを要望していくことにより、純粋な県産あさりを守り育て、適正に流通・販売するといった目的を達成してまいりたいと考えています。

説明は以上です。

(逸見会長)

ありがとうございました。

それでは委員の皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。

どなたからでも結構ですので、挙手にて御発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

(上間委員)

条例の中で、書面の保存義務が位置付けられていますが、その書面については細則等で定められると思いますが、先日西日本新聞で報道がありました。他のところでは出ていませんでしたが、長いところルールに基づいて、出荷を検討している事業者に対して、県の方から出荷停止の依頼をしたということですが、これは消費者庁・農水省が定めた新たなルールの中で、それに適合しないから、そういう風になったのか。あるいは、今後条例を定めて、そこで定める細則の中で定めるまで、それまで待ってくれという話なのか。よく分からなかったなので、その辺りの見解をお聞きしたいと思います。

(農林水産部長)

先般の記事の関係だと思います。こちらの方から事業者の方に要請している部分というのは、今回の改正後の長いところルールで、保存を義務付けている書類がございます。それらの書類、養殖等の実態がきちんと確認できない場合には、出さないで下さいと、これはあくまでも長いところルールに基づいてお願いしたものです。こちらの条例につきましては、長いところルールで記載しております書類等につきましても決めていきたいと考えておりますが、具体的な内容については、条例の下で全体として書面の備付けを義務付けた後、どういった書類が必要かは、規則の方で具体的に定めたいと思っています。大枠としては、長いところルールの大枠というのを、まずはお願いをしているということです。

(逸見会長)

ちょっと確認ですが、今の関連した左上のあさり資源特別回復区域の条例ですか。

(農林水産部長)

これはポイント 3 の書面の備付け等というところでございます。輸入あさり等、こちら熊本県産ですけれど、熊本県産と名乗る場合には、こういった書類が必要ということです。長いところルールで今回の改正を受けて、熊本県産と名乗れるというのは、稚貝から1年半以上を熊本の海域で育てて、尚且つ規定する書類が、物凄く細かく決まっておりますけれども、それらの書類を備え付けた場合ということになっています。今、上間委員から質問がございましたお願いしている部分というのは、そういった書類関係について、きちんと確認できない段階では、熊本県産と名乗れずに中国産と名乗る必要がありますというお話をしているということです。

(逸見会長)

現段階では、県産あさりで蓄養しているところはないのですね。

(農林水産部長)

熊本県産ということでの蓄養という、蓄養については3月30日に全て長いと

ころルールで熊本県産になるということはありません。一方で養殖につきましては、稚貝から中国産あさを稚貝から 1 年半以上、熊本の海域で育て、尚且つ、育てている記録を輸入の記録、販売の記録をそれぞれの小間ごとに、きちんと管理をしている必要があると。その書類がある場合は、長いところルールで例外として熊本県産と記載することもできるということは、決められております。3 月 30 日から現段階で、それらの書類が確認できるかどうかということについては、まだ確認ができておりませんので、できないと出せませんよという話をさせていただいたというのが先般の報告でございます。

(逸見会長)

ありがとうございました。他にございませんか。

(岩崎委員)

お伺いします。熊本県産あさり記録上、あさりブランドシール管理表、これは今県の方で問題ありませんかね。うちの組合員として、全組合員が 100 数名いますが、あさり県産記録表を付けなければならないでしょ。また、シール管理表も付けなければならないでしょ。これに対して 4 月は提出されていますね。それに対して、うちの組合員が間違った記録表を提出していないかなという疑問がありますので、お伺いしました。別に問題ありませんか。

(事務局)

問題ありません。

(岩崎委員)

はい。わかりました。

(逸見会長)

ありがとうございました。

それでは、本日事務局から説明のあった熊本モデルの第 2 ステージへの対応について、委員の皆様の意見を反映する形で、了承することによってよろしいでしょうか。

(全委員)

意見なし。

(逸見会長)

はい。ありがとうございました。

それでは、本格出荷再開までの時間が限られていますので、本日は承した取組みが、着実に実施できるよう進めてください。

(逸見委員)

それでは、最後に議題④について事務局から説明をお願いします

(事務局)

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

先ほども御説明しましたが、本日の協議内容に反映させた第 2 ステージとして、デジタル技術を活用した『熊本モデル』による本格出荷を、6 月 11 日から開始する予定です。

そして、第 2 ステージの中間検証を行うための第 5 回協議会を 8 月頃に開催予定です。

以上が、全ての御説明となります。

(逸見会長)

ありがとうございました。

次に、東京大学の白井准教授、田中特任研究員によるあさりの産地判別に関する御講演をいただくことになっております。

準備等あると思しますので、一旦、事務局の方にお返しして、質疑応答以降については、再度私の方で進めたいと思ひます。

事務局、宜しくお願ひします。

(事務局)

逸見会長、ありがとうございました。

講師の方に御講演いただいた後、質疑応答以降、改めて逸見会長に進行をお願いしたいと思ひます。

それでは、事務局からご案内します。

これから、プロジェクターなどの準備を行います。

委員の方にも御協力をお願いしたいと思ひます。

申し訳ありませんが、岩崎委員、上間委員、渡辺委員におかれまして、職員の誘導に従い席の移動を御願ひします。

【会場設営等】

岩崎委員、上間委員、渡辺委員御協力ありがとうございました。

講演に先立ちまして、事務局から講師の御紹介をさせていただきます。講演資料の34ページ目をご覧ください。

東京大学大気海洋研究所准教授の 白井厚太郎(しらい こうたろう)様は2007年に東京大学博士課程を修了され2007-2009年に東京大学の特任研究員・博士研究員2010年にドイツ マインツ大学 博士研究員2011年より東京大学大気海洋研究所・助教に着任され2018年より現職の東京大学大気海洋研究所・准教授としてご活躍されています。専門分野は「地球化学」で主な研究テーマとしては、・生物硬組織を用いた海洋の環境モニタリングや古環境復元(こかんきょうふくげん)・元素組成・同位体組成を用いた海洋生物の生態研究を専門にされておられます。

東京大学大気海洋研究所 特任研究員の田中健太郎(たなか けんたろう)様は2011年に琉球大学博士課程を修了され、2013年西オーストラリア大学で博士研究員の後に2014年より現職 大気海洋研究所・博士研究員としてご活躍されています。専門分野は「地球化学」で、研究テーマと研究内容としては、生物硬組織を用いた海洋の環境モニタリングや古環境復元(こかんきょうふくげん)地球化学的手法を用いた産地判別を専門にされておられます。

それでは、白井様、田中様、講演の方、宜しくお願ひします。

【講演】

(逸見会長)

ありがとうございました。

それでは委員の皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。

どなたからでも結構ですので、挙手にて御発言をお願いしたいと思います。

(農林水産部長)

県ではDNA分析により、あさりの産地判別の調査を実施しています。今後、県がサンプリングしたあさりを、この手法を用いて産地判別する場合、分析に必要な期間はどのくらいでしょうか。

(白井准教授)

この手法は同位体を用いた手法ですが、我々の研究グループが世界で初めて、発明した手法です。しかし、まだ開発間もないため、2週間から3週間程度かかります。また、技術に習熟した人が作業を行う必要があるため、分析コストが比較的高いという問題があります。一方、弘前大学の先生と共同研究を進めており、分析の機械化を進めて簡便にコストを下げるという試みも行っております。そのため、将来的には、コストを下げて、3日から4日ぐらいで分析できるような目標を立てております。

(事務局)

ネオジム以外の同位体を用いた検査もできるのでしょうか。

(白井准教授)

我々のグループではどの同位体比を使って産地判別の精度を上げれないかと考えて、陸域はストロンチウムの同位体、海域はネオジムの同位体を用いて産地判別が可能だけでも、ストロンチウムを海域でも使えないかとの取り組みも始めている。技術開発の取り組みを始めている段階であり、いずれ新しい手法が使えるようになると考えています。

(逸見会長)

今回の手法ではあさりの殻を用いますが、筋肉を使う場合と違って、なのも処理せずに分析できるとのことでしょうか。筋肉だとマイナス80℃で保存が必要だと思います。また、古い殻でも産地判別は可能でしょうか。

(白井准教授)

下処理は不要ですし、古い殻でも分析可能です。

(逸見会長)

よろしいですかね。他に事務局から何かありませんか。

白井様、田中様、貴重な情報ありがとうございました。

お席にお戻りいただいて結構です。

それでは、議題の方に戻りたいと思います。

事務局の方で準備を御願います。

それでは、最後になりますが、議事の(3)その他になりますが、委員又は事務局から、何かございますか。

特に無いようでしたら、本日の議題は全て終了となります。

それでは事務局にお返しします。

(事務局)

逸見会長におかれましては、ここまでの議事進行をいただき、ありがとうございました。

ここで、本日の協議会の閉会に当たりまして、蒲島知事から御挨拶申し上げます。

(蒲島知事)

本日は、多岐にわたる御意見、御提言をいただき、ありがとうございました。

また講演をいただきましたお二人の先生にも心からお礼申し上げます。このニュースを見まして、事前に話を聞いてもらって我々のあさりの産地偽装の対応に貴重な意見をもらえるのではないかと、お願いして、今日来ていただいた。今後何かあった時には一緒に手伝っていただければ、うれしく思います。

本日、委員の皆様から頂きました御意見等を活かし、6月11日からの「熊本モデル」第2ステージに向けて、しっかりと準備を進めたいと思います。

これまでに、様々な取組みを進めてまいりましたが、県産あさりへの信頼を完全に取り戻すまでには、まだまだ長い道のりが続くものと思います。まだ

産地偽装問題への対応の3原則に沿って、今後も全庁を挙げて対応して参ります。

引き続き、委員の皆様には、御協力賜りますようお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

(事務局)

それでは、これをもちまして第4回熊本県産あさりブランド再生協議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。